

制定	平成24年9月19日	原規防発第120919004号原子力規制委員会決定
修正	平成25年3月27日	原規防発第130314001号原子力規制委員会決定
修正	平成26年2月26日	原規防発第1402261号原子力規制委員会決定
修正	平成26年10月8日	原規防発第14100710号原子力規制委員会決定
修正	平成27年8月26日	原規放発第1508263号原子力規制委員会決定
修正	平成28年3月23日	原規放発第16032318号原子力規制委員会決定
修正	平成28年5月25日	原規放発第1605252号原子力規制委員会決定
修正	平成28年9月21日	原規放発第1609211号原子力規制委員会決定
修正	平成30年1月31日	原規総発第1801314号原子力規制委員会決定

原子力規制委員会防災業務計画を次のように定める。

平成24年9月19日

原子力規制委員会

原子力規制委員会防災業務計画

目次

第1編 総則	4
第1章 計画の目的	4
第2章 用語の定義	4
第3章 防災の基本方針	6
第4章 防災業務計画の見直し	6
第2編 防災に関する組織体制	6
第1章 原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び原子力規制委員会・ 内閣府合同現地情報連絡室	6
第2章 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制 委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部	7
第3章 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制 委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部等	7
第4章 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部等	7
第5章 原子力規制委員会原子力艦災害対策本部	8

第6章 業務継続計画	8
第3編 災害対策	8
第1章 災害予防	8
第1節 原子力災害対策指針	8
第2節 施設等の安全性の確保	9
第3節 原子力防災に関する研究等の推進	9
第4節 再発防止対策の実施	9
第5節 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	9
第6節 避難収容及び情報提供活動関係	13
第7節 緊急輸送活動関係	13
第8節 医療活動関係	13
第9節 海外等からの支援の受入活動関係	14
第10節 防災関係機関等の防災訓練等の実施	14
第11節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な 応急対策への備え	15
第2章 災害応急対策	16
第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立	16
第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動	23
第3節 原子力被災者の生活支援活動	23
第4節 医療活動等	24
第5節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応 急対策	24
第3章 災害復旧	24
第4章 原子力艦の原子力災害	25
第4編 その他の対策	25
第1章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画	25
第1節 東海地震注意情報又は地震災害に関する警戒宣言の発令時の対応	25
第2節 大規模な地震に係る防災訓練	26
第3節 教育及び広報	26
第4節 地震発生後の対応	26
第2章 南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災推進計画	26
第1節 大規模な地震に係る防災訓練	26
第2節 教育及び広報	26
第3節 地震発生後の対応	27
第3章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災推進計画	27

第 1 節	大規模な地震に係る防災訓練.....	27
第 2 節	教育及び広報.....	27
第 3 節	地震発生後の対応.....	27

第1編 総則

第1章 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第36条第1項及び第37条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、原子力規制委員会が、その所掌事務につき、防災に関し必要な体制を確立するとともに、災害予防、災害応急・復旧、災害復興その他防災に関し採るべき措置を定め、もって防災行政事務の総合的かつ計画的な遂行に資することを目的とする。なお、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「事故警戒本部」という。）、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「事故対策本部」という。）及び原子力災害対策本部（以下「原災本部」という。）の構成員としての業務等については、本計画に定めるもののほか、原子力災害対策マニュアル（平成24年10月19日原子力防災会議幹事会決定）（以下「原災マニュアル」という。）による。

第2章 用語の定義

1 情報収集事態

原子力事業所（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第2条第4号に規定する原子力事業所をいう。以下同じ。）の所在地域及びその周辺において、以下に該当する事象が発生した場合をいう。

○原子力事業所所在市町村において、震度5弱又は5強の地震が発生した場合※

※所在市町村の震度が発表されない場合は、近傍の市町村の震度を用いる。また、人形峠環境技術センターについては、鳥取県三朝町における地震発生についても同等の扱いとする。

○原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等が通報された場合

2 警戒事態

原子力事業所の所在地域及びその周辺において、以下に該当する事象等が発生した場合等、原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）に基づく警戒事態をいう。

○原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合
※

※所在市町村の震度が発表されない場合は、近傍の市町村の震度を用いる。
また、人形峠環境技術センターについては、鳥取県三朝町における地震発生についても同等の扱いとする。

○原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合

○東海地震注意情報又は地震災害に関する警戒宣言（以下「東海地震注意情報等」という。）が発表された場合（浜岡原子力発電所のみ）

○原子力施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）が発生した場合

○原子力施設の重要な故障等（原子力災害対策指針の警戒事態を判断するEALに該当するもの。）が発生した場合

○その他委員長又は委員長代行（不在等の場合の代行者として委員長が指名する委員をいう。以下同じ。）が事故警戒本部の設置が必要と判断した場合

3 施設敷地緊急事態

原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。

4 全面緊急事態

原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。

5 PAZ

原子力災害対策指針に基づき予防的防護措置を準備する区域をいう。

6 UPZ

原子力災害対策指針に基づき緊急防護措置を準備する区域をいう。

7 施設敷地緊急事態要避難者

避難行動に通常以上の時間を要し、かつ、避難により健康リスクが高まらない要配慮者（災対法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。）並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。

第3章 防災の基本方針

原子力規制委員会は、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）第3条に規定する任務を遂行するため、災対法及び同法第34条第1項に基づき定める防災基本計画、原災法及び同法第6条の2第1項に基づき定める原子力災害対策指針その他の関係法令に基づき、原子力災害に係る予防及び応急・復旧対策（以下「原子力災害対策」という。）を講じるものとする。なお、防災に関する事務の処理に当たっては、防災行政事務の統一性を保持しつつこれを効率的に実施するため、関係機関と密接に連絡し、相互に協力するよう努める。

第4章 防災業務計画の見直し

社会経済情勢の変化、災害時の教訓、訓練の検証、国内外の研究等を踏まえ、定期的に防災業務計画の内容を点検し、必要に応じ、修正を加える。

第2編 防災に関する組織体制

第1章 原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室

○情報収集事態が発生した場合は、内閣府とともに、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室（以下「情報連絡室」という。）を原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）に設置するとともに、情報収集事態が発生した地域に係る緊急事態応急対策等拠点施設（原災法第12条第1項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設をいう。以下「オフサイトセンター」という。）に、原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室（以下「現地情報連絡室」という。）を設置するものとする。

○情報連絡室においてはオンサイト総括が、現地情報連絡室においては原子力規制庁原子力規制事務所副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官が、それぞれの連絡室における事務を統括するものとする。

○情報連絡室及び現地情報連絡室は、情報収集事態に係る対応を実施する必要がなくなった場合には、廃止するものとする。なお、事故警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部（以下「事故現地警戒本部」という。）が設置される場合において、情報連絡室及び現地情報連絡室を廃止するときは、それらの事務を事故警戒本部及び事故現地警戒本部に引き継ぐものとする。

第2章 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部

○警戒事態に該当する自然災害が発生したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合は、内閣府とともに事故警戒本部をERCに設置するとともに、警戒事態が発生した地域に係るオフサイトセンターに、事故現地警戒本部を設置するものとする。

○事故警戒本部においては原子力規制委員会委員長が、事故現地警戒本部においては原子力規制庁原子力規制事務所副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官が、それぞれの本部における事務を統括するものとする。

○事故警戒本部及び事故現地警戒本部は、事故対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（以下「事故現地対策本部」という。）が設置された場合又は警戒事態に係る対応を実施する必要がなくなった場合には、廃止されるものとする。なお、事故対策本部及び事故現地対策本部が設置される場合において、事故警戒本部及び事故現地警戒本部を廃止するときは、それらの事務を事故対策本部及び事故現地対策本部に引き継ぐものとする。

第3章 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部等

○施設敷地緊急事態の通報を受けた場合は、事故対策本部を設置するとともに、施設敷地緊急事態が発生した地域に係るオフサイトセンターに、事故現地対策本部を設置するものとする。

○事故対策本部においては、内閣府特命担当大臣（原子力防災）（又は内閣府副大臣（原子力防災担当）若しくは内閣府大臣政務官（原子力防災担当）等）とともに原子力規制委員会委員長又は委員が本部長を、事故現地対策本部においては、内閣府副大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当））。これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等）が本部長を、それぞれ務めるものとする。

○事故対策本部及び事故現地対策本部は、原災本部及び原子力災害現地対策本部（以下「現地本部」という。）が設置された場合又は、施設敷地緊急事態に係る対応を実施する必要がなくなった場合には、廃止されるものとする。なお、原災本部及び現地本部が設置される場合において、事故対策本部及び事故現地対策本部を廃止するときは、それらの事務を原災本部及び現地本部に引き継ぐものとする。

第4章 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部等

○原災法第16条第1項の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言

を発出し、原災本部及び現地本部が設置される。

○原災本部においては、内閣総理大臣が本部長を、内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、原子力規制委員会委員長及び必要に応じて原子力利用省庁の担当大臣（事故発生施設が電力事業者等民間企業の所有に係る場合は経済産業大臣、大学・研究機関等の所有に係る場合は文部科学大臣）が副本部長を、現地本部においては、内閣府副大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当））。これらに対応出来ない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等）が本部長を務めるものとする。

○原子力規制庁次長が原災本部の事務局長代理を務めることをはじめ、内閣府とともに原子力規制委員会が同本部の事務局の中核を担うものとする。

○原災本部及び現地本部は、原災法第21条第1項の規定に基づき、その設置期間が満了した時に、廃止される。

第5章 原子力規制委員会原子力艦災害対策本部

○外務省、防衛省若しくは内閣府（防災担当）から原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合又は原子力艦寄港地の敷地境界付近のモニタリング値が原子力艦の原子力災害対策マニュアルに定める通報基準に達した場合は、原子力規制委員会原子力艦災害対策本部をERCに設置するものとする。

○原子力規制委員会原子力艦災害対策本部においては原子力規制委員会委員長が本部長を務めるものとする。

○原子力規制委員会原子力艦災害対策本部は、原子力艦の原子力災害に係る対応を実施する必要がなくなった場合には、廃止されるものとする。

第6章 業務継続計画

首都直下型地震及び新型インフルエンザ等が発生した際においても、原子力災害応急対策等をはじめとする維持すべき業務を実施するために必要となる執行体制、執務環境等を定めた原子力規制委員会業務継続計画（首都直下型地震対策）（平成26年4月2日原規放発第1404015号原子力規制委員会決定）及び原子力規制委員会業務継続計画（新型インフルエンザ等対策）（平成26年4月2日原規放発第1404016号原子力規制委員会決定）に基づき、同業務を遅滞なく実施するとともに、継続性を確保するものとする。

第3編 災害対策

第1章 災害予防

第1節 原子力災害対策指針

原災法第6条の2第1項に基づき、原子力災害対策の円滑な実施に必要と

なる専門的・技術的事項について、原子力災害対策指針を定めるものとする。

第2節 施設等の安全性の確保

○原災法等に基づき、原子力災害の予防のために必要な措置を講じるものとする。

○原子力事業所に対する安全規制を徹底し、原子力事業所等の安全性の確保に努めるものとする。

○原子力事業者が行う原子力災害の予防のための措置が適切に行われていることについて、適時適切に立入検査の実施等をするものとする。

○原子力運転検査官を原子力事業所の所在地に配置し、原子力事業所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行わせ、原子力規制庁緊急事態対策監をして、原子力事業所における緊急時対応に関する事務を統括整理させるものとする。

第3節 原子力防災に関する研究等の推進

○文部科学省、経済産業省等とともに、原子力防災に関する科学技術及び研究の振興を図るものとする。

○文部科学省、経済産業省等とともに、原子力防災に資するデータの集積、研究成果の収集、各種試験研究施設・設備の整備・充実を図るものとする。

○研究機関等の行った原子力防災に関する研究の成果が防災施策の強化に資するよう、文部科学省、経済産業省等とともに、国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するとともに、必要に応じ原子力災害対策指針等の改訂等、防災施策への反映を行うものとする。

○地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化に当たって地方公共団体が大気中放射性物質拡散の計算を活用する場合には、内閣府とともに、専門的・技術的観点から支援を行うものとする。

第4節 再発防止対策の実施

○原子力事業所等において原子力災害が発生した場合、その原因究明を行い、必要な再発防止対策を講じるものとする。

○原子力事業者が原災法に基づいて行う原子力災害対策のための措置について、原子力事業者に対して適時適切に報告を求め、必要に応じて原子力事業所等への立入検査を行うものとする。

第5節 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

原子力事業者から常時伝送される原子力施設の原子炉等の状態、敷地

境界モニタリングポストの測定値、風向・風速等のデータについて、緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）のデータセンターで受信するものとする。

2 情報の分析整理

異なる専門機関に属する専門家間の平常時における交流を促進するために、専門家間のネットワークを構築するように努めるものとする。

3 通信手段の確保

○内閣府及び地方公共団体とともに、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器を整備・維持するものとする。

○官邸、ERC、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及び関係指定公共機関との間の円滑な情報連絡を確保するため、内閣府及び原子力事業者とともに、各々の拠点間をつなぐテレビ会議システム及び衛星電話の整備を行うものとする。テレビ会議システムについては、地上回線の途絶に備え、衛星電話による伝送経路の多様化を図るなど、通信の信頼性を確保するものとする。

○原子力災害時の非常用通信設備（統合原子力防災ネットワーク）について、信頼性の向上を図るとともに伝送状態を常時監視し、異常の発生に直ちに対応する体制を構築するものとする。

4 防災体制の整備

○内閣府とともに、情報収集事態及び警戒事態における対応を定めた原子力災害対策初動対応マニュアル（原規総発第1710271号。以下「初動対応マニュアル」という。）を整備するものとする。

○原災本部事務局の中核を担う者として、内閣府とともに全面緊急事態における関係者との連絡方法、原災本部事務局等の体制、専門家の活用方策、意思決定方法、原子力緊急事態と判断すべき事象の詳細、現地における対応方策等を定めておくものとする。

○庁舎内に電話回線、ファクシミリ、テレビ会議システム、ERSS等必要な資機材を備えた十分な広さを有するERCを整備・維持するものとする。

5 防災関係機関相互の連携体制

○警察機関、消防機関、海上保安部署及び自衛隊の実動組織間で緊急時における迅速かつ円滑な応急対策が図られるよう、関係省庁とともに、

日頃から、原子力災害を想定した訓練を行うなど体制を整備するものとする。

○地方公共団体が地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する上で災害想定を始めとする支援を要請した場合には、内閣府等とともに、地域原子力防災協議会を通じて、必要な支援を行うものとする。

○原子力事業者における応急対策に必要な資機材や実施手順等の整備状況を踏まえ、関係省庁とともに、実動組織を含む関係機関による応急対策への支援について検討するものとする。このため、関係省庁と原子力事業者が、平常時から、原子力事業者の装備資機材の整備状況及び訓練の実施状況等の情報を共有し、応急対策及びその支援について検討するための連絡会議を設ける。また、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者等が参加する訓練を活用して、連絡会議における検討内容の検証を行うものとする。

○連絡会議における検討結果、訓練結果の検証等を踏まえ、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等と協議の上、原災マニュアル等に反映する。

6 緊急事態応急対策等拠点施設の指定、整備

○内閣総理大臣がオフサイトセンターを指定又はこれを変更する際、原災法に基づき、内閣総理大臣から原子力規制委員会に対し意見照会があった場合に、原子力規制委員会は、内閣総理大臣に対して意見を述べるものとする。また、オフサイトセンターが自然災害等で機能不全になったときに備え、内閣府政策統括官（原子力防災担当）が代替施設を指定又はこれを変更する際、内閣府政策統括官（原子力防災担当）から原子力規制庁長官に対し意見照会があった場合に、原子力規制庁長官は、内閣府政策統括官（原子力防災担当）に対して意見を述べるものとする。

○内閣府、地方公共団体及び原子力事業者とともに、平常時より協力して、それぞれの役割と責任に応じて、オフサイトセンター及びその代替施設における応急対策の実施に必要な設備、資機材及び資料等について適切に整備、維持及び管理するものとする。

7 緊急時モニタリング体制の整備

○緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）を統括するものとする。

○あらかじめ緊急時モニタリングに動員可能な資機材及び要員について把握し、その動員の計画を策定するものとする。

○緊急時モニタリングセンターの組織体制を整備するものとする。

○指定公共機関、原子力事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者とともに、現地に動員すべき緊急時モニタリング要員及び資機材の動員体制を整備・維持するものとする。

○水産庁、気象庁、環境省、防衛省等とともに、必要に応じて、対応可能な範囲で空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して、実施又は支援のための適切な体制を整備するものとする。

8 公衆の被ばく線量の把握体制の整備

○健康調査・健康相談を適切に行う観点から、公衆の被ばく線量の把握を迅速に行えるよう、環境省及び指定公共機関とともに、モニタリングデータ及び移動（行動）から線量推計を行うためのツール（ソフトウェア）の整備・維持を行うとともに、線量評価要員の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。

○地方公共団体が健康調査・健康相談を行う観点から行う被ばく線量の把握を支援するため、内閣府、環境省及び指定公共機関とともに、ホールボディカウンタ、甲状腺モニタ等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保等を行うものとする。

9 専門家の派遣体制

○原子力災害時に、指定公共機関その他研究機関等の原子炉工学、放射線防護等に関する専門家を招集し、技術的助言を得るため、内閣府、文部科学省、経済産業省等とともに、あらかじめ招集する専門家のリストを指定公共機関等と調整した上で作成し、非常招集体制を整備するものとする。

○内閣府、文部科学省、経済産業省等とともに、緊急時に指定公共機関その他研究機関等の原子炉工学、放射線防護等に関する専門家を招集し、招集された専門家は収集された情報をもとに被災状況及び応急対策について評価・検討し、国等が行う緊急事態応急対策への技術的支援を行う体制の整備をするものとする。

○指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家、現地対策本部等の要員等の迅速な派遣体制を確保するため、内閣府、文部科学省、経済産業省とともに、国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁及び警察庁（以下「緊急輸送関係省庁」という。）に対する輸送支援の要請を含む現地への移送手段等について、原子力事業所ごとにあらかじめ関係機関と調整の上定めておくものとする。

第6節 避難収容及び情報提供活動関係

地方公共団体が屋内退避及び避難誘導計画をあらかじめ策定する際に、内閣府及び原子力事業者とともに、必要な支援を行うものとする。

第7節 緊急輸送活動関係

内閣府等とともに、緊急時にオフサイトセンター、原子力施設事態即応センター等に派遣する職員の派遣体制を整備・維持するものとする。現地への国の職員の派遣に当たっては、車両、航空機等による輸送支援について、緊急輸送関係省庁に対する派遣要請等を迅速に行い得るようあらかじめ必要なマニュアル等を整備するものとする。

第8節 医療活動関係

1 医療活動関係

○厚生労働省、地方公共団体と協力し、原子力災害時の医療体制（以下「原子力災害医療体制」という。）の構築及び原子力災害時の医療派遣体制の整備・維持を行うものとする。その際、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制と連携した体制となるよう、留意するものとする。

○地方公共団体が医療資機材等を整備する際には、内閣府、厚生労働省とともに、整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。

○地方公共団体とともに、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構〕、独立行政法人国立病院機構（被ばく医療に係る事項に限る。）、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力事業者等と調整の上、地域ごとに原子力災害時の医療（以下「原子力災害医療」という。）の中核的機能を担うための拠点となる原子力災害拠点病院を選定するなど、原子力災害医療体制の整備に努めるものとする。

○原子力災害時の拠点となる原子力災害拠点病院等の診察状況等の情報を迅速に把握するために、地方公共団体及び原子力災害拠点病院とともに、原子力災害医療に係る医療情報システムの整備に努めるものとする。

○指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構〕、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び被災地域外の地方公共団体等と協力して、原子力災害医療派遣チームを編成できるよう、体制の整備を行うものとする。

○原子力災害発生時に現地への迅速な派遣が可能な原子力災害医療に係る医療チームに参加する医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。

○地方公共団体とともに、文部科学省及び厚生労働省と協力して、外来診療及び入院診療に対応する各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害拠点病院、一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するように努めるものとする。

2 防災業務関係者の安全確保関係

厚生労働省とともに、緊急時の防災業務関係者の放射線防護に係る基準をあらかじめ定めておくものとする。

第9節 海外等からの支援の受入活動関係

○海外等からの支援については、外務省等とともに、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけない自己完結型であるかなど発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し、その情報の蓄積を図っておくものとする。

○外務省等とともに、あらかじめ海外等からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し、受入判断、受入手続、人員・物資のマッチング方法等その対応方針を定めておくものとする。

○外務省等とともに、海外等からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続等についてあらかじめ定めておくものとする。

第10節 防災関係機関等の防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

○内閣府とともに、指定行政機関と相互に協力して、国、地方公共団体及び原子力事業者等が共同して行う総合的な防災訓練の実施についての計画を毎年度共同して策定するものとする。

○総合的な防災訓練の実施について計画を策定するに当たっては、当該年度における防災訓練の対象となる原子力事業所、実施する時期、共同して訓練を行う主体、施設敷地緊急事態発生の通報、全面緊急事態の想定、原子力緊急事態宣言、原災本部及び原子力災害合同対策協議会の運用に関すること等を定めるものとする。

○原子力事業者が策定する訓練計画について指導を行うとともに、必要に応じ訓練に立ち会い、実施状況を確認するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

○訓練を行うに当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者

に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

○内閣府、地方公共団体、原子力事業者等とともに、訓練後には専門家の評価も活用し、課題等を明らかにし、必要に応じ、防災訓練計画やマニュアルの改善等を行うものとする。

○原子力事業者から重大事故等を想定した訓練の結果が報告された場合には、評価を行うとともに、必要に応じ原子力事業者に対し原子力防災体制等の改善その他必要な措置命令を行うものとする。

3 防災業務関係者に対する研修

○内閣府とともに、緊急時の原子力防災専門官等の業務内容について具体的に定めたマニュアルを作成するとともに、原子力防災専門官等に対し、その能力の維持・向上のため原子力防災等に関する研修を行うものとする。

○原子力災害医療の実践に備え、文部科学省及び厚生労働省と協力し、医療機関等に対し、基本的な放射線や被ばくに関する知識と被ばく患者への対処に係る技術についての教育・研修・訓練等を実施するものとする。

第11節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え

○核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者及び運搬を委託された者（この節において「原子力事業者等」という。）、内閣府、国土交通省、海上保安庁、警察機関及び消防機関とともに、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図るものとする。

○核燃料物質等の運搬中の事故の発生について原子力事業者等から通報を受け、関係省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合又は関係省庁の求めがある場合には、内閣府、国土交通省とともに、直ちに関係機関への連絡、放射性物質輸送事故対策会議の開催（特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）の発生に至った場合には、関係省庁事故対策連絡会議の開催）、事故情報の収集、国の職員及び専門家の現地への派遣、対外発表等の危険時の措置等を

迅速に行うために必要な体制を整備するものとする。

○内閣府、国土交通省、文部科学省とともに、指定公共機関等の各分野の専門家をあらかじめ派遣専門家として登録し、また、必要な資機材についても適切に整備・維持するとともに、指定公共機関等に適切に整備・維持させるものとする。

○現地への国の職員及び専門家の派遣に当たっては、内閣府、国土交通省とともに、車両、航空機等による輸送支援について、緊急輸送関係省庁に対する派遣要請等を迅速に行い得るようあらかじめ必要なマニュアル等を整備するものとする。

○核燃料物質等の運搬中において事故が発生した場合、国土交通省及び原子力事業者とともに、その原因の究明を行い、必要な再発防止策を講じることにより、原子力災害の未然防止に努めるものとする。

○原子力緊急事態に至った場合においても、内閣府、国土交通省、原子力事業者等とともに、国及び原子力事業者等が主体的に対応するよう核燃料物質安全輸送マニュアル等の充実・強化を図るなど必要な体制を整備するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

1 情報の収集

情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合、直ちに原子力規制事務所長又は所長があらかじめ指名した原子力運転検査官を、当該原子力事業所に係る緊急時対策所又は必要に応じて当該原子力事業所内の発災現場等に派遣し、情報収集を行うものとする。

2 情報収集事態発生時の連絡

○情報収集事態が発生した場合、内閣府とともに情報連絡室及び現地情報連絡室を設置するとともに、官邸に職員を派遣するものとする。

○情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対し情報提供を行うものとする。

3 警戒事態発生時の連絡等

○警戒事態に該当する自然災害が発生したとき又は原子力事業者等により通報された事象が警戒事態に該当すると判断した場合は、内閣府とともに事故警戒本部及び事故現地警戒本部を設置するとともに、官邸に職員を派遣するものとする。

○警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとする。

○上席放射線防災専門官が主体となり、地方公共団体、原子力事業者及び指定公共機関とともに、緊急時モニタリングセンターの立上げ準備やモニタリングポストの監視強化等緊急時モニタリングの準備を行うものとする。

○警戒事態が発生した場合、原子力事業者とともに、直ちに官邸（内閣官房）、ERC、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及び指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを起動するものとする。

4 施設敷地緊急事態発生時の連絡等

(1) 施設敷地緊急事態発生情報の連絡

○原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生の通報を受けた場合には、当該事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体及び関係都道府県の警察本部に連絡するものとする。

○原子力防災管理者から施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、内閣府とともに直ちに事故対策本部及び事故現地対策本部を設置するものとする。

○施設敷地緊急事態が発生した場合、地方公共団体及び原子力事業者とともに、直ちにあらかじめ定めた非常参集体制を発動し、官邸、ERC、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点等にそれぞれ非常参集職員等を参集させるものとする。

○原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員等の職員に加え、必要に応じ、原子力規制委員会委員を原子力施設事態即応センターに派遣するものとする。

○施設敷地緊急事態が発生した場合、原子力事業者とともに、直ちに官邸（内閣官房）、ERC、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及び関係指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを通じた各拠点間の連絡体制を確認するものとする。

○原子力運転検査官等現地に配置された原子力規制庁の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、ERCに随時連絡するものとする。

○原子力防災管理者から通報・連絡を受けた事項、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報、住民の避難準備に係る事項等につ

いて、指定行政機関に連絡するものとする。

(2) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

○原子力事業者から施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等について通報を受けたら、現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。

○原子力運転検査官等現地に配置された原子力規制庁の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、ERCに随時連絡するものとする。

○官邸（内閣官房）、内閣府、関係省庁、関係地方公共団体等との間において、原子力事業者及び地方公共団体から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

○内閣府、関係省庁及び関係地方公共団体、指定公共機関、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者等とともに、現地事故対策連絡会議等との連携を密にするものとする。

5 全面緊急事態における連絡等

○全面緊急事態に至ったことにより、原災法第15条に基づき、原子力緊急事態が発生していると認める場合、その旨を直ちに内閣総理大臣に上申するものとする。

○事故対策本部は、官邸（内閣官房）に原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を関係する地方公共団体の長に伝達するものとする。その際併せて、緊急時モニタリングの結果等を提出するものとする。

○全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行い、官邸、ERC、オフサイトセンター等あらかじめ指定された場所に参集することとなっている職員を参集させるものとする。

○原災本部が立ち上がった後は、同本部の下、必要な緊急時応急対策が円滑に講じられるよう、内閣府とともに中核的機関として役割を果たすものとする。

○原子力運転検査官等現地に配置された原子力規制庁の職員は、現場の状況等の把握に努め、ERCに随時連絡するものとする。

○原子力防災専門官等現地に配置された原子力規制庁の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集を行うとともに、原子力事業者、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、関係機関等との連絡・調整等を行うものとする。

○関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、N－A L E R T等の多様な通信手段を用いて、原災本部の指示等を確実に伝達するものとする。

6 大規模自然災害発生時等の初動対応

○原子力関係施設所在道府県にかかわらず震度6弱以上の地震発生、大津波警報の発表及び東京23区内で震度5強以上の地震のいずれかの大規模自然災害が発生した場合、並びに内閣危機管理監が参集を求めた場合は、原子力関係施設に関する被害等の情報の集約、内閣総理大臣等への報告等を迅速かつ円滑に実施するため、原子力規制庁次長又はその代理者を緊急参集チーム構成員として官邸危機管理センター（以下「危機管理センター」という。）に参集させるものとする。

○非常災害対策本部等が設置された場合は、原子力規制庁次長又はその代理者を本部員として内閣府に登録するものとする。

○緊急参集チーム構成員等を支援するとともに、原子力関連施設の状況等の迅速な確認と的確かつ丁寧な対外的説明等を行うための初動対応体制を構築するものとする。

○気象庁より、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発表された場合には、前項と同様の初動体制を構築するものとする。

○情報収集事態及び警戒事態に至らない場合の初動対応のためのマニュアルを整備するものとする。

7 施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動

(1) 緊急時モニタリング

○上席放射線防災専門官が主体となり、地方公共団体の協力を得て、ERCチーム放射線班からの指示の下で緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、緊急時モニタリングを開始する等の初動対応及び必要な動員の指示を行うものとする。

○原子力災害対策指針に基づき、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとする。

○関係省庁、地方公共団体、事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者並びに指定公共機関の協力の下で、緊急時モニタリングセンターを組織し、緊急時モニタリング実施計画に基づき、確実かつ計画的に緊急時モニタリングを実施するものとする。

○原子力災害対策指針及び初動段階の緊急時モニタリングの結果及び緊急時モニタリングセンターからの意見等に基づき緊急時モニタリン

グ実施計画を適宜改訂するものとする。

○緊急時モニタリングセンターによる緊急時モニタリングの結果等を、関係省庁の支援を得てとりまとめ、官邸（内閣官房）、指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するものとする。全面緊急事態発生後においては、原災本部に業務を引き継ぐものとする。

○緊急時モニタリングの結果に対する総合的な評価を行い、記者会見等において公表するとともに、ホームページ等において公開するものとする。全面緊急事態発生後においては、原災本部に業務を引き継ぐものとする。

○外国政府等から、外務省を通じ、又は直接モニタリング結果等の提供を受けた場合、速やかに、関係省庁と共有するとともに、提供元に公表の可否を確認した上で、公表するものとする。全面緊急事態発生後においては、原災本部に業務を引き継ぐものとする。

○外国政府又は国際機関からモニタリング情報の提供依頼がある場合には、外務省その他の関係省庁と協議の上、適当と判断される場合には、外務省を通じてそれらの情報を提供し、又は必要な調整を行うものとする。全面緊急事態発生後においては、原災本部に業務を引き継ぐものとする。

○水産庁、気象庁、環境省、防衛省及び指定公共機関等とともに、必要に応じて、対応可能な範囲で、空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して、実施又は支援のための適切な体制を整備するものとする。

（２）緊急時予測

施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、原子力施設の状態等を把握するとともに、原子力事業者からの放出見通し等の情報を踏まえ、その後の状態変化について事前に用意する事故のシミュレーション結果を活用して、原子力施設の状態予測をするものとする。また、その予測結果を原災本部内及びオフサイトセンターで共有するものとする。

（３）緊急時の公衆の被ばく線量の把握

原子力緊急事態宣言発出後、環境省、指定公共機関及び地方公共団体とともに、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、一か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行

うための行動調査を行うものとする。

8 指定行政機関等の活動体制

(1) 施設敷地緊急事態への対応

一 原子力事業者の応急措置の監督等

原子力規制事務所長又は所長があらかじめ指名した原子力運転検査官を緊急時対策所又は必要に応じて当該原子力事業所内の発災現場等に派遣して、原子力事業所の状態及び原子力事業者による原子力災害対処・収束活動の実施状況を把握させるとともに、ERCとの連絡調整を行わせるものとする。

二 専門家の派遣

発生した施設敷地緊急事態の状況等を把握し、応急対策の迅速かつ的確な準備、事故原因の究明等に資するため、又は関係地方公共団体の要請に基づき、専門家及び国の専門的知識を有する職員を現地に派遣するものとする。

三 関係省庁事故対策連絡会議の開催

施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、内閣府とともに関係省庁事故対策連絡会議を設置するものとする。施設敷地緊急事態のまま事態が収束に向かいこれ以上事態が悪化しない見通しが立った後、又は緊急参集チームで決定された事項について詳細な連絡調整等を行う必要がある場合は、同会議において、関係省庁間の連絡調整等を行うものとする。

四 現地事故対策連絡会議の開催

○現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行うため、内閣府とともに、必要に応じ、指定行政機関等の職員をオフサイトセンターに集合させ、現地事故対策連絡会議を開催するものとする。

○内閣府とともに、必要に応じ、指定公共団体、指定公共機関及び原子力事業者に対して現地事故対策連絡会議への職員の派遣を求めるものとする。

五 指定行政機関等の対応

原子力利用省庁等とともに、オフサイト対応を円滑に実施するため、速やかな職員の非常参集、連絡体制の確立等必要な体制をとる

ものとする。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

一 原子力災害対策本部の設置

○原災本部が設置された場合には、原子力規制庁次長が事務局長代理を務めるものとする。

○原子力施設事態即応センターに原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員等に加え、必要に応じ、原子力規制委員会委員を派遣するものとする。

二 原子力事業者の応急措置の監督等

○原子力規制事務所長又は所長があらかじめ指名した原子力運転検査官を緊急時対策所又は必要に応じて当該原子力事業所内の発災現場等に派遣して、原子力事業所の状態及び原子力事業者による原子力災害対処・収束活動の実施状況を把握させるとともに、ERCとの連絡調整を行わせるものとする。

○原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員等に加え、必要に応じ、原子力規制委員会委員を原子力施設事態即応センターに派遣して、原子力事業所の状態及び原子力事業者による原子力災害収束に向けた活動の実施状況等についての情報収集を行わせるとともに、収集した情報について、テレビ会議システム等を通じて、官邸、ERC及びオフサイトセンターに連絡させるものとする。

○原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員等は、原子力事業者の対応状況の把握を行うとともに、原子力規制委員会の命令を原子力事業者に徹底するものとする。

○原子力事業者が設置する原子力事業所災害対策支援拠点に職員を派遣し、原子力事業者の対応状況を踏まえた上で、必要がある場合には、実動組織を含む関係機関と連携して、原子力事業者の事故収束対応を支援するため、防災資機材の供給に係る輸送支援、緊急時モニタリング支援等の活動を行うものとする。

三 原子力災害派遣等

原子力事業者の対応を踏まえた上で、必要のある場合には、関係省庁（実動組織を含む。）とともに、連携して原子力災害収束に向けた対応の支援を行うものとする。

9 指定公共機関等の活動体制

原子力緊急事態宣言が発出された場合、文部科学省、経済産業省等とともに、指定公共機関、研究機関等に対して、原災本部事務局への専門家の派遣を必要に応じて要請するとともに、派遣された専門家と、災害の拡大防止、防護対策の活動内容等について、密接な情報交換を行うものとする。

第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

関係省庁（実動組織を含む。）とともに、地方公共団体の要請等に応じ、住民避難の支援を行うものとする。

2 安定ヨウ素剤の予防服用

原則として、安定ヨウ素剤の予防服用について、その必要性を判断し、その判断を踏まえ原災本部又は地方公共団体が住民等に指示することにより服用させるものとする。

3 国民への的確な情報の伝達

原子力事業者とともに、地方公共団体と連絡をとりつつ、緊急時の第一報を含め、随時報道機関への発表を行うものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行うものとする。

4 外国政府等への情報提供・収集体制の強化

○海外の報道機関等に対し、迅速かつ適切な広報活動を行うため、内閣官房、外務省等とともに、官邸における記者会見の内容を外国語においても伝えることができる体制を整備するものとする。

○施設敷地緊急事態、全面緊急事態等の場合において、原子力事故の早期通報に関する条約に基づき、国際原子力機関及び関係国に対し、原子力事故が発生した事実を直ちに通報するものとする。

第3節 原子力被災者の生活支援活動

関係省庁とともに、原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者の避難退域時検査に準じた検査及び除染、原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施等、原子力被災者生活支援チームの取組に協力するものとする。

第4節 医療活動等

○地方公共団体及び拠点となる原子力災害拠点病院とともに、原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

○原子力災害医療・総合支援センター、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び被災地域外の地方公共団体等とともに、医師を確保し、原子力災害医療派遣チーム等を編成し、派遣するものとする。

第5節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

○核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には、国土交通省とともに、直ちに関係省庁、関係地方公共団体及び関係指定公共機関に連絡するとともに、その後の情報を随時連絡するものとする。また、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及びあらかじめ登録された国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家を現地へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員するものとする。なお、放射性物質輸送事故対策会議が開催されている場合、その事務は関係省庁事故対策連絡会議に引き継ぐものとする。

○緊急時モニタリング及び医療等に関する専門家並びに現地対策本部等の要員等の派遣に当たっては、国土交通省とともに、必要に応じ、緊急輸送関係省庁の協力を得るものとする。

第3章 災害復旧

○所掌事務及び法令等に基づき原子力災害事後対策を実施するものとする。

○原子力緊急事態解除宣言後、緊急時モニタリングセンターを廃止するものとし、必要に応じ、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者が協力して行う放射線モニタリングに協力する。

○関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者とともに、継続的に緊急時モニタリングを実施し、原子力緊急事態解除宣言後において、地方公共団体及び原子力事業者による平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

○警戒区域や避難指示区域等が引き続き設定されている間は、警察庁、消防庁及び海上保安庁とともに、盗難防止対策、区域内の治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

○環境省及び地方公共団体とともに、厚生労働省と連携し、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談及び健康調査を行うた

めの体制を整備するものとする。

第4章 原子力艦の原子力災害

1 放射能影響の早期把握のための活動

○海上保安庁、水産庁及び関係地方公共団体の協力を得て、原子力艦の寄港する港湾等における放射能調査を行うものとする。

○放射能調査によってモニタリング値に異常が検知され、原子力艦緊急事態に至る可能性がある場合は、官邸（内閣官房）、関係指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するとともに環境モニタリングの強化等必要な措置をとるものとする。

2 専門家の派遣等

外務省等より原子力艦の原子力災害の発生の通報について連絡を受けた場合、直ちに放射線計測、放射線防護等の専門家（原子力規制庁職員を含む。）を非常災害対策本部等及び現地へ派遣するものとする。

3 被ばく医療に係る医療チームの派遣

文部科学省、厚生労働省とともに、必要に応じ、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームを現地に派遣するものとする。

4 防災体制の整備

原子力艦の原子力災害時における初動対応について、あらかじめ、対応マニュアルを整備するものとする。

第4編 その他の対策

第1章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災に関し、採るべき措置等を定める。

第1節 東海地震注意情報又は地震災害に関する警戒宣言の発令時の対応

○気象庁又は内閣府より東海地震注意情報又は地震災害に関する警戒宣言（以下「東海地震注意情報等」という。）が発せられた旨の連絡を受けた場合には、速やかに事故警戒本部を設置する。また、東海地震注意情報等に係る地域に所在するオフサイトセンターにおいては、事故現地警戒本部を設置する。

○事故警戒本部の設置後、第3編第2章に基づき対応を行う。

第2節 大規模な地震に係る防災訓練

地震防災応急対策の効果的な実施を図るため、地震防災対策強化地域に係る大規模地震の発生を想定した防災訓練を毎年1回以上実施する。その実施内容及び方法等は別に定める。また、訓練に際しては、原子力規制事務所、地方公共団体及び指定公共機関等と共同して訓練するよう留意する。

第3節 教育及び広報

○職員に対し、東海地震注意情報等の性格及び東海地震注意情報等に基づき採られる措置の内容並びに予想される地震及び津波に関する知識等について必要な教育を行う。

○東海地震注意情報等に伴う混乱の発生を未然に防止するため、地震防災応急対策の実施状況等を速やかに周知するよう広報に努める。

第4節 地震発生後の対応

地震発生後、事故警戒本部による情報収集・分析の結果、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に相当することが判明した場合には、第3編に定める施設敷地緊急事態以降の災害対策を行うものとする。

第2章 南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災に関し、採るべき措置等を定める。

第1節 大規模な地震に係る防災訓練

地震防災応急対策の効果的な実施を図るため、地震防災対策強化地域に係る大規模地震の発生を想定した防災訓練を毎年1回以上実施する。その実施内容及び方法等は別に定める。また、訓練に際しては、原子力規制事務所、地方公共団体及び指定公共機関等と共同して訓練するよう留意する。

第2節 教育及び広報

○職員に対し、南海トラフ地震についての概要及び津波に関する知識等について必要な教育を行う。

○南海トラフ地震に伴う混乱の発生を未然に防止するため、地震防災応急対策の実施状況等を速やかに周知するよう広報に努める。

第3節 地震発生後の対応

○南海トラフ地震が発生した場合、初動対応マニュアルに従って、必要に応じて、事故警戒本部を設置する。また、当該地震が発生した地域に所在するオフサイトセンターにおいても、初動対応マニュアルに従って、必要に応じて事故現地警戒本部を設置する。

○事故警戒本部の設置後、第3編第2章に基づき対応を行う。

○事故警戒本部による情報収集・分析の結果、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に相当することが判明した場合には、第3編に定める施設敷地緊急事態以降の災害対策を行うものとする。

第3章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災推進計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災に関し、採るべき措置等を定める。

第1節 大規模な地震に係る防災訓練

地震防災応急対策の効果的な実施を図るため、地震防災対策強化地域に係る大規模地震の発生を想定した防災訓練を毎年1回以上実施する。その実施内容及び方法等は別に定める。また、訓練に際しては、原子力規制事務所、地方公共団体及び指定公共機関等と共同して訓練するよう留意する。

第2節 教育及び広報

○職員に対し、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震についての概要及び津波に関する知識等について必要な教育を行う。

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う混乱の発生を未然に防止するため、地震防災応急対策の実施状況等を速やかに周知するよう広報に努める。

第3節 地震発生後の対応

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合、初動対応マニュアルに従って、必要に応じて、事故警戒本部を設置する。また、当該地震が発生した地域に所在するオフサイトセンターにおいても、初動対応マニュアルに従って、必要に応じて事故現地警戒本部を設置する。

○事故警戒本部の設置後、第3編第2章に基づき対応を行う。

○事故警戒本部による情報収集・分析の結果、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に相当することが判明した場合には、第3編に定める施設敷地緊急事態以降の災害対策を行うものとする。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日修正）
この計画は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 26 日修正）

- 1 この計画は平成 26 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 中央防災会議が、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 4 条に基づく南海トラフ地震防災対策推進基本計画を作成した以後は、第 4 編第 2 章の東南海・南海地震防災対策推進地域における地震防災推進計画は、同法第 5 条第 1 項に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画とみなす。この場合において、本計画中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 6 条第 1 項」とあるのは「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条第 1 項」と、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 6 条第 1 項」とあるのは「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条第 1 項」と、「東南海・南海地震防災対策推進地域」とあるのは「南海トラフ地震防災対策推進地域」と、「東南海・南海地震」とあるのは「南海トラフ地震」と読み替えるものとする。

附 則（平成 26 年 10 月 8 日修正）
この計画は平成 26 年 10 月 14 日から施行する。

附 則（平成 27 年 8 月 26 日修正）
この計画は平成 27 年 8 月 26 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日修正）
この計画は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 25 日修正）
この計画は平成 28 年 5 月 30 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 21 日修正）
この計画は平成 28 年 9 月 21 日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 31 日修正）

この計画は平成30年1月31日から施行する。